

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和6年12月11日(水曜日)
午前9時30分～午前10時24分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 戎屋昭彦 委員長 石井和幸 副委員長
竹岡昌治 委員 山中佳子 委員
三好睦子 委員 岡山隆 委員
秋枝秀稔 委員 村田弘司 委員
藤井敏通 委員 末永義美 委員
山下安憲 委員 井上敬 委員
竹下駿 委員 三善庸平 委員
- 4 欠席委員 杉山武志 委員
- 5 委員外出席議員
荒山光広 議長
- 6 出席した事務局職員
岡崎基代 議会事務局長 石田淳司 議会事務局議事調査班長
寺埜真輔 議会事務局庶務班長
- 7 説明のため出席した者の職氏名
志賀雅彦 副市長 南順子 教育長
佐々木昭治 総務企画部長 井上辰巳 市民福祉部長
市村祥二 建設農林部長 千々松雅幸 教育委員会事務局長
古屋敦子 総務企画部次長 佐々木靖司 市民福祉部次長
中村壽志 建設農林部次長 新家健司 行政経営課長
沓野純枝 市民課長 向井保幸 生活環境課長
佐伯端絵 子育て支援課長 岩崎敏行 農林課長
岡崎輝義 教育総務課長 中島幹晃 学校教育課長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（戎屋昭彦君） おはようございます。ただいまより、予算決算委員会を開会します。

議長、報告事項等ありましたらお願いします。

○議長（荒山光広君） 特にございませぬ。よろしくをお願いします。

○委員長（戎屋昭彦君） それでは、本会議において、本委員会に付託された市長提出議案1件について審査しますので、御協力願います。

執行部及び委員の皆さんには、簡潔な説明と質疑に努められるようお願いいたします。それでは、審査を始めます。

議案第97号令和6年度美祢市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。執行部より説明を求めます。新家行政経営課長。

○行政経営課長（新家健司君） それでは、御説明いたします。

第1条歳入歳出予算の補正についてですが、このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,485万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を213億1,113万9,000円とするものです。（発言する者あり）213億……

○委員長（戎屋昭彦君） 議案の説明とちょっと数字が違うんですけど。

○行政経営課長（新家健司君） 申し訳ございません、失礼いたしました。214億7,988万9,000円とするものでございます。

それでは、補正の内容について、特定財源の内容を含めて、歳出から御説明いたします。

16、17ページを御覧ください。

○委員長（戎屋昭彦君） 古屋総務企画部次長。

○総務企画部次長（古屋敦子君） 総務費から御説明します。

一般管理費、002一般職員人件費において283万7,000円を追加しております。

これは、8月29日から31日までの台風10号、また、11月1日、2日の熱帯低気圧通過の際、災害発生の恐れがあったため、市内全域に高齢者等避難情報を発令し、避難場所を開設したことに伴い、これに従事した職員の時間外勤務手当278万5,000円及び管理職特別勤務手当5万2,000円を追加するものです。

次に、文書広報費、002文書管理業務において、工事請負費132万円を減額しています。

これは、文書を一時的に保管している旧下郷小学校について、既存設備を撤去し、施設を有効的に活用するための改修を計画しておりましたが、保存文書を精査した結果、当初の見込みより保存する文書の量が減少し、施設を改修する必要がなくなったことから、計上していた工事請負費全額を減額するものです。

次に、財産管理費、001庁舎管理業務において、需用費の光熱水費を358万8,000円追加しています。

これは、庁舎の電気料金について、当初の見込みより電力使用が増加していること、また、特に本年は残暑が厳しかったため空調に使用する電力使用量が増加したことから、不足すると見込まれる額を追加するものです。

ここで、本会議初日に、秋枝議員から電気料金に係る詳細資料を提示してほしいとの御発言がありましたが、資料を配信し御説明してよろしいでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君） どうぞお願いします。

○総務企画部次長（古屋敦子君） 総務課所管の施設、庁舎本館と別館屋外スピーカー等の令和3年度、4年度、5年度の実績と今年度の当初予算見込み、そして、今年度の実績について、月ごとに電気使用量と電気料金をそれぞれお示ししております。

なお、令和5年度の太枠の部分は現在の庁舎、この新庁舎に移転後の実績、それから、令和6年度の太枠の部分は今後の見込みの数値となっております。

旧庁舎から新庁舎に移転し、電気使用量が増加した要因といたしましては、2ページに記載しているとおり、24時間換気装置をはじめ電気設備が増えたこと、さらに今年は残暑が厳しく、通常冷房を使用しない10月上旬まで冷房を使用したことによるものです。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 新家行政経営課長。

○行政経営課長（新家健司君） 続いて、その下、10目の活性化対策費、002ふるさと美祢応援寄附金事業を2,626万3,000円追加しております。

これは、ふるさと納税の寄附額について、当初予算の予定額が増収する見込みとなったことによりまして、増額分をふるさと美祢応援基金に積み立てるほか、返礼品の調達やECサイトの決済手数料などの事務的経費を追加するものです。

なお、財源として、積立金にはふるさと美祢応援寄附金の増収見込分を充当し、

事業に係る事務的経費には、基金からの繰入金を充当しております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） 続きまして、3款民生費を御説明します。

2目障害者福祉費です。

自立支援医療給付費等事業におきまして3,884万円を追加しています。

これは、本年4月に行われた障害福祉サービスの報酬改定において、重度の施設入所者への加算の加配要件が緩和されたこと、また、報酬体系の見直しが行われたことに加え、サービスの利用日数が増加したことなどに伴い必要となる経費を追加するものです。

なお、特定財源としては、国庫支出金1,941万9,000円及び県支出金970万9,000円を追加しています。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） 続きまして、3目老人福祉費、035低所得者保険料軽減事業、過年度国県補助金等精算返還金を10万6,000円追加しています。

これは、令和5年度の実績に基づき精算した結果、超過額が生じたため返還するものです。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） 次に、4目福祉医療助成事業費です。

重度心身障害者医療助成事業において120万7,000円を追加しています。

これは、山口県後期高齢者医療広域連合が市町に対して支給する高額医療費において、高額医療費算定プログラムの誤りによって、令和元年5月から過払いが行われていたことが判明し、山口県後期高齢者医療広域連合から過払金請求がなされたことによるものです。

この特定財源として、県支出金60万4,000円を追加しています。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） 続きまして、18、19ページ、9目国民健康保険費、001

国民健康保険事業特別会計繰出事業、国民健康保険事業特別会計繰出金を276万9,000円減額しています。

これは、2つの事業において、事業費確定に伴う増減の結果、減額するものです。

なお、事業費が追加となる事業においては、県補助金を78万7,000円追加しています。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） 続きまして、2項児童福祉費・1目児童福祉総務費、002児童福祉対策事業におきまして、過年度国県補助金等精算返還金を1,466万5,000円追加しております。

これは、令和5年度に実施しました各種事業の事業実績に基づき精算した結果、超過額が生じたため返還するものです。

主な返還金は、母子家庭等対策総合支援事業において、当初見込みより支給額が減額になったことによる返還金が63万7,000円、次に、子ども・子育て支援事業交付金の放課後児童健全育成事業において、当初見込みより支出額が減額になったこと、また、一時預かり事業において、未実施の園が1園あったこと、各子育て支援事業における新型コロナウイルス感染症対策経費が当初見込みより支出額が減額になったことによる返還金が1,239万円、次に、保育所における新型コロナウイルス感染症対策経費に係る保育対策総合支援事業費補助金において、当初見込みより支出額が減額になったことによる返還金が92万7,000円となっています。

続いて、2目児童福祉費——児童措置費、002私立保育園保育委託事業におきまして1,740万2,000円を追加しております。

これは、教育保育に必要な費用として、国が定めた基準により算定される公定価格が改定されたこと、また、特に給付費単価の高い低年齢児童の入所が増えたことによるものです。

続いて、003認定こども園補助事業におきまして1,169万4,000円を追加しております。

こちらも、ただいま御説明しました私立保育園保育委託事業と同様に公定価格が改定されたこと、また、低年齢児童の入所が増えたことによるものです。

私立保育園保育委託事業及び認定こども園補助事業の財源につきましては、歳入

におきまして、国庫支出金1,454万7,000円、県支出金727万3,000円を追加しております。

続いて、説明欄050多子世帯保育料等軽減事業におきまして50万4,000円を追加しております。

これは、本年9月から山口県と共同で第2子以降の保育料を無償としていますが、認可保育所や認定こども園などについては、保育料を徴収しないことで無償化となりますが、認可外保育施設等については、保護者が負担した上で、その相当分を支払う償還払となります。

当初、認可外保育施設等へ通われている対象のお子様はいらっしゃいませんでしたが、このたび、認可外保育施設に通われている対象のお子様がいいらっしゃることを確認したため、新たに補助事業として事業化するものです。

財源につきましては、歳入において、県支出金25万2,000円を追加しております。

続いて、4目児童福祉施設費、001一般職員人件費におきまして、時間外勤務手当を47万1,000円追加しております。

これは、公立保育園において、園児の利用状況や会計年度任用職員の勤務形態の変更に伴い、正規職員の時間外勤務手当が当初より超過する見込みであるため追加するものです。

説明は以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 新家行政経営課長。

○行政経営課長（新家健司君） 続いて、その下、衛生費の4目環境衛生施設費です。001環境衛生事業特別会計繰出金——繰出事業を618万5,000円追加しております。

これは、環境衛生事業特別会計において、消費税還付額の減額見込みに伴い不足する財源として、繰出金を追加するものです。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 岩崎農林課長。

○農林課長（岩崎敏行君） 続きまして、20ページ、21ページを御覧ください。

6款農林費・1項農業費・3目農業振興費、説明欄006環境保全型農業直接支援事業におきまして、過年度国県補助金等返還金として2万6,000円を追加しております。

これは、環境保全型農業直接支払交付金において、算定対象農地のうち、算定対

象外の農地が確認されたことに伴うものです。

続きまして、その下、説明欄015農地中間管理機構におきまして、過年度国県補助金等返還金として10万5,000円を追加しております。

これは、令和元年度に取り組みました機構集積協力金事業において、交付要件を満たさない農地が発生したことに伴うものです。

なお、特定財源として、2事業を合わせまして、諸収入13万1,000円を見込んでおります。

続きまして、その下の欄になります。

5目農地費、説明欄006単県農山漁村整備事業において256万2,000円を追加しております。

これは、伊佐町根越の小ノ名ため池において漏水が確認され、地元関係者と協議した結果、早期改修の必要があるとの判断から、測量設計に伴う委託料456万1,000円を追加するものです。

次に、美東町大田の嵯峨（一）ため池において、堤体の盛土に使用するはがねろの変更があり、県と協議し、単年度での施工が難しいとの判断から2か年の工事としまして、工事用道路の撤去費用について、工事請負費199万9,000円を減額するものです。

その結果、256万2,000円の追加となり、特定財源として、県支出金128万円を見込んでおります。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 岡崎教育総務課長。

○教育総務課長（岡崎輝義君） 続きまして、教育費を説明いたします。

3目学校施設整備費です。001小学校施設整備事業として、業務委託料44万円、施設整備工事70万4,000円の計114万4,000円を追加しております。

これは、業務委託料につきましては、令和7年4月から美東小学校の開校に向けて、美東地域未来を拓く学校づくり協議会の部会において、淳美小学校、綾木小学校にある備品を移設することとなり、この移設に要する経費として、施設整備工事につきましては、令和7年度に大嶺小学校の特別支援学級に児童が入学する予定であることから、校舎の一部に手すりを設置するために要する経費を追加するものです。

次に、3目学校施設整備費です。001中学校施設整備事業として、業務委託料54万2,000円、施設整備工事30万2,000円の計84万4,000円を追加しております。

これは、業務委託料につきましては、令和7年度に秋芳中学校の特別支援学級に生徒が入学する予定であることから、既存の特別支援学級の教室を仕切るアコーデオンでカーテンを取り付ける経費として、施設整備工事費につきましては、美東中学校の特別支援学級に生徒が入学する予定であることから、特別支援学級となる教室に、空調設備を設置するために要する経費を追加するものです。

次に、22、23ページを御覧ください。

3目給食施設費です。002給食調理場管理運営事業として、学校給食食材費補助金130万4,000円を追加しております。

これは、物価高騰により給食食材への影響が続いており、当初予算の見込みよりも物価が上昇していることから、その上昇分として、保護者負担軽減のために、学校給食食材費補助金を追加するものです。

説明は以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 新家行政経営課長。

○行政経営課長（新家健司君） 続いて、その下、12款公債費です。1目元金、001地方債元金償還事業を280万円追加しております。

これは、据置期間のない銀行資金借入れの決定に伴いまして、即時償還を要することから、地方債元金を追加するものです。

次に、2目利子、001地方債利子償還事業を640万円追加しております。

これは、昨今の全国的な借入利率上昇の影響に伴いまして、医師の不足分として、地方債利子を追加するものです。

続いて、歳入を御説明いたします。

なお、歳出の説明時に、一部特定財源について御説明をいたしましたので、抜粋して御説明いたします。

12ページ、13ページを御覧ください。

18款寄附金・3目民生費寄附金を60万4,000円追加しております。

これは、福祉事業に対する指定寄附を受領したことに伴いまして、総合支所の整備において、キッズコーナー等のさらなる充実を図るため、歳出の財源更正として追加するものでございます。

続いて、19款繰入金・1目財政調整基金繰入金を2億4,669万4,000円減額しております。

これは、このたびの補正予算に係る一般財源の収支調整として減額するものです。

続いて、20款繰越金・1目繰越金を2億8,979万7,000円追加しております。

これは、前年度決算額の確定に伴い、前年度繰越金を追加するものです。

次に、21款諸収入・3目雑入において、民生雑入を967万9,000円追加しております。

これは、後期高齢者医療療養給付費負担金の過年度分精算に伴い、返還となる額を追加するものです。

続いて、第2条継続費の補正について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

衛生センター基幹的設備改良工事ほか1件について、総額、年度、年割額の変更を行っております。

続いて、第3条債務負担行為の補正について御説明いたします。

5ページを御覧ください。

美祢市立豊田前保育園指定管理料ほか7件を追加しております。

続いて、第4条地方債の補正について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

農業施設整備事業債について、限度額の変更を行っております。

説明は以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 動力光熱水費の件、資料頂きましてありがとうございました。

見ましたところですね、これは、本当電気料金自体も上下すると、それから新庁舎ということで、見込み切れなかったなということが分かりました。ありがとうございました。

それともう1点、児童福祉の保育所なんですけど、これも低年齢児が増えたという説明がございましたけど、そういう子どもさんが何人ぐらい増えたか教えていただいたらと思いますが。

○委員長（戒屋昭彦君） 佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） ただいまの御質問にお答えいたします。

入所児童数低年齢児の増加と説明しましたが、3歳未満児のお子さんが私立保育園のほうで11人増加しております。

あと、認定こども園におきましても、6人の3歳未満児の児童が増えております。以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） つごう17人ということ——つごう17人ということですが、これは、年間を通して17人というこういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） この増加人数は、今年の4月1日から10月1日の間に増加したものです。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。その他質疑ございませんか。村田委員。

○委員（村田弘司君） 今の秋枝委員の質問に関連して、佐伯課長にお伺いしたいんですが、今、3歳児未満の児童が入られたということですがけれども、国の基準で、保育士ですよね、何人に対して、1人とかいうのは決まっておると思いますけれども、急激に年少のお子さんが増えられていったということで、今美祢市から私立保育園のほうについては、市の職員になれるかな、パートの方もいらっしゃるかもしれないけども、それと私立、私立ですね——の保育園についても、保育士の方がちゃんと充足できてるかどうか、それをちょっとお伺いしたい。

○委員長（戒屋昭彦君） 佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） 私立保育園のほうにつきましては、きちんと配置基準を満たした保育士の配置にされているかと思えます。

公立保育園につきましても、今現在、一応配置基準を目指した保育士の数の配置にはしておりますが、やはり途中で低年齢児の受入等があった際にも、今募集をかけても——会計年度の保育士さんを募集をかけても見当たらないという状況でありまして、ちょっと低年齢児の方であったり、一時預かりをお断りするというケースがちょっと出ております。

来年以降につきましても引き続き募集をかけて、きちんとした配置基準を目指していきたいと思えます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。村田委員。

○委員（村田弘司君） 大変でしょうけれども、今のお話をお伺いすると、全国的にやっぱりそういう傾向があるということでしょうかね。

そうすると、早め早めに手を打っていかないと、せっかく美祢市にとって、人口が減ってる美祢市にとって、非常に大事なお子さんがですね、ちゃんと保育できる環境を整えていただくように、努力よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 幾つかちょっと質問させていただきます。

まず最初に、総務管理費の活性化対策費ですけれども、一応説明では、今回ふるさと応援っていうか寄附金が増えた。したがって、いろんな業務費が増えたという説明だったと思います。

で、一応、寄附金のほうの分が増えた額というか、これがここにある1,700万、1,800万弱が増えた額かなと思って理解してますけれども、その額に対して、手数料なり業務委託費が800、900万ぐらいかかってますね。ということは、正味1,700万増えても800万かな、正味は8,000万ぐらいしか、市の財政のほうには寄与していないというふうな理解でよろしいのかということと。

それと、もう1つは、業務委託費っていうのが600万とか、この寄附金のために業務委託費が増えてるっていうことであつた。この寄附金の品物というか、対象がどんなもので、したがって、業務委託費っていうのが新たに発生するということだろうと思うんですけど、その辺がどうなのか。実態っていうか——を説明していただけますか。

○委員長（戒屋昭彦君） 新家行政経営課長。

○行政経営課長（新家健司君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、1つ目ですが、ふるさと納税の寄附金増額はどのぐらいだったかというのはおっしゃられたとおり、これ歳入のほうの行にありますけれども、寄附金額の増額は1,754万2,000円ということになります。

事業費が2,626万3,000円でありますのはおっしゃられたとおりですが、事務費等々が増えたというところがございますが、そのうち業務委託料が大幅に増えてい

るという御質問であったかと思えます。

業務委託料の中には、返礼品の調達費用であるとか返礼品の返送費用、そういったものも含まれます。

手数料のほうにおきましては、これはECサイト等の決済手数料でありますので、寄附が増加すると必然的に割合で出すようになっておりますので、増加するという形になります。

そういった、あと、どういったものが増えておるのかというところでございますが、こちらは本年度におきましては、現時点で米の寄附、米に対する寄附といえますか——が大幅に増加しておるところでございます。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の説明なんですけれども、米ってということになりますと、多分美祢市のお米ということでしょうけれども、そこで、業務委託費ってということになると、JAか何かに業務を委託してるっていうふうに解釈してよろしいんですか。

○委員長（戎屋昭彦君） 新家行政経営課長。

○行政経営課長（新家健司君） ただいまの御質問にお答えします。

業務委託費につきましては、中間事業者として、これもJAとかではないんですけれども、事業者委託をかけたところなんです。

その中間事業者は先ほど申しましたとおり、返礼品のJAとか、そういった事業者からの返礼品を返送手数料含めて、寄附者へ売ってもらうための事業を執り行っている、中間的に手続を行っていただいている事業者でございます。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） その他質疑ございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 再度確認ですけれども、今正直この業務委託費なり、手数料なりの比率が高過ぎるのではないかなっていう気はするんですけれども、この辺は妥当だとお考えですか。

○委員長（戎屋昭彦君） 新家行政経営課長。

○行政経営課長（新家健司君） ただいまの御質問にお答えします。

この業務委託料ですけれども、実際の中間処理等々による——伴います内容につきましては、約5%程度が委託となっております。

額が大きいのは、返礼品の調達、こういった部分が約2割から3割かかりますので、あそこの部分が大きいというふうに（聞き取り不可）ところでございます。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 次に質問なんですけれども、民生費、社会福祉費の4番目の社会医療助成事業費のところ、ちょっと説明が聞いててよく分からなかったんですけども、何か過誤納付金を還付しますということですよ。

で、過誤納付っていうことが起きた原因ってというのは、どこでそういう事態が起こったのかなど。何か聞いてるとですね、そういう誤りを犯したり拭いをこちらでやらされてるっていうふうに聞こえるんですよ。

したがって、本来間違っただけをやったんだってところが責任を持つべきだろうと思うんですけども、もう一度この誤りがあって、還付金っていうので、120万美祢市が使わざるを得なかったってところのちょっと理屈っていうか、もう1回説明していただけます。

○委員長（戎屋昭彦君） 佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） ただいまの質問にお答えします。

ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、山口県後期高齢者広域医療連合が市町に対して、高額医療費について、広域連合から市町に対して支給が行われてます。その行われる責任者は広域連合になりますが、広域連合側のプログラム誤りに連合側が気づかれまして、令和6年9月3日付の事務連絡においてプログラム誤りが発覚したので、対象市町、全市町になるんですが、県内に対して過払いがこれまでずっと行われてました。

ついでには、お支払いし過ぎた金額に対して返還をしてくださいという通知が来まして、返還の期限が今年度末ということで示されておりましたので、仮払いとして支給された額を受けた金額に対して戻すと、こちらから戻すというための費用を計上させていただいております。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 理由っていうかは分かりました。

ただ、先ほども言いましたように、プログラムの誤りってというのは、基本的には

広域連合さんの責任じゃないんですか。だったら、その責任は広域連合さんが取る、すなわち過払いしたから返してくれっていうのはね、どうかなと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうかね。

○委員長（戒屋昭彦君） ちょっとすみません。プログラムの誤りがあったということで、それを各行政が使ったということは、行政からやってるんで、プログラムの誤りがあるから、そこの責任っていうのはちょっといかなもんかなと思いますけど。執行部のほうで、何かお答えできますか。佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） 繰り返しになるかもしれませんが、後期高齢者医療広域連合のほうで、あちら側の事情によってプログラム誤りが行われてた。それに基づいて、令和元年から各県内市町に対して誤った金額が支払われていた、その事実に広域連合さん気づかれまして、文書通知にて、支払い過ぎた額を返還していただきたいという通知を受けましたので、必要な経費について、今回補正を上げさせていただきました。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 藤井委員、よろしいですか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） もう1つ質問なんですけど、3款民生費、児童福祉費のところなんですけれども、これも過年度国県補助金等精算返還金ということで1,500万弱ありますけども、これも私の理解が不十分だろうと思うんですけど、補助金は清算をして余ったですね。だったら、むしろ返すということにマイナスではありません。余ったわけではないんですか。

○委員長（戒屋昭彦君） 今の質問に対して。

○委員（藤井敏通君） 質問変えます。要はここで言うところの精算を返還しますっていうことで、1,500万返還される。すなわち精算したら足りなかったから、その分を追加でお支払いしますっていう意味ですか。

○委員長（戒屋昭彦君） 佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） ただいまの御質問にお答えします。

過年度県補助金等精算返還金につきましては、国や県からの補助金は、概算額で交付決定を受けるため、事業完了後、実績報告、もし補助金を多くもらい過ぎた場合は、国や県に返還することになっております。

このたび、多くの事業につきまして、実際の実績報告を出して精算した結果、多

く補助金をもらいすぎておりましたので、その分を国県に返還するというので、今度補正をあげています。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 22、23ページ、公債費についてお尋ねします。

今回、一般財源から地方債利子償還事業ということで640万円、今回、地方債利子あがっております。

これですね、基本的には、公債費をお返ししていくための利子もつくんですけど、これについてはですね、政府系の金融機関なんか、それとも民間金融機関、何かそれで、この地方債の利子640万円の合計ですけど、これは大体利率がどういった（聞き取り不可）期間かということと、このときの支払いは、利率はどの程度なのか。

10年前だったら結構高くて、4%前後ぐらいで結構高かったんですけど、今現在時点では、どのくらいの程度の利率で、何ていうか、もしそれが分かれば御説明いただきたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 新家行政経営課長。

○行政経営課長（新家健司君） ただいまの御質問にお答えします。

このたびの利子の上昇なんですけれども、5年度以前に借入れたものが、利子がかなり大きくなっている。5年度以前——5年度の末ですかね、そこで借り入れたのが合併推進債、いわゆる本庁舎の整備となります。

それと過疎債、これも衛生センターであったりとか給食センターありますが、合併推進債におきましては、当初予算で1.4%を見込んでおったところなんですけれども、現時点で、借入れ率が1.6%、これは政府系の資料にあります財政融資資金という形なんですけれども、そういったものであったりだとか、機構資金という資金があるんですけども、そういった資金を借り入れているところです。

過疎対策事業債につきましても、当初予算で見込んでおったのが0.6%であったんですが、現在、0.7%という形で伸びております。こちらも生計の資金になります。

それ以外の資金につきましても、およそ当初予算の見込みよりも0.1%程度増と現時点でなっておるといところから、このたび発生するものでございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 0.1%率が上がったというのは、今のやっぱり日銀の動き等によって、多少その辺が増えてきたというそういった認識でいいんでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 新家行政経営課長。

○行政経営課長（新家健司君） おっしゃられるとおりで、日銀等々、全体的に率が上がっているという状況でございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 分かりました。

それですね、最終的には、今後の公債費におけるこういった一般財源から入れていく、こういったお金というものは、まだ、こういった状況が続くとこういった目線でいいのかどうか、最後、この点についてお尋ねします。

○委員長（戒屋昭彦君） 新家行政経営課長。

○行政経営課長（新家健司君） ただいまの御質問にお答えします。

利率につきましては、現時点でも若干増加の傾向にあるというふうに捉えておるところでございます。

政府のほうが最低利率といいますか、それをどういうふうに持ってくるかというところにつきまして、注視していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） すみません、1つ忘れてました。

教育費のところの学校給食の食材の補助金についてちょっとお伺いしますけれども、今回130万手当てしていただいて、それは非常にいいことだとか助かることだろうとは思いますが、ただ、何でもかんでも、物価が上がるからじゃあ補助しようという意味じゃあ、財政がもたないと思うんですね。

それで今回、この学校給食食材費の補助金ということで、130万計上というかプラスされてますけれども、補助金を出すに当たって、例えば、どのくらいの物価が上がれば補助金を出すとか、その支給基準とかいう明確な何かそういう基準はある

んでしょうか。

もし、なければやっぱりそういうのを作らないと、こういう対応というのはですね、いかなのじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○委員長（戒屋昭彦君） 岡崎教育総務課長。

○教育総務課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えします。

こちらのほうの基準としましては、山口県が示す物価上昇率、こちらのほうを基に算定しているところでございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 山口県が示す物価上昇率っていうのは分かりましたけれども、それを適用するか否かっていうのは、多分、市の条例か何かで決められてるんじゃないかと思うんですね。そこはどうなんですか。

あるいは、もう県の物価が上がれば、自動的にスライドさせますというふうになってる。それだったらそれで、そういうふうな県と市ですか、条例ですか、何かがあると思うんですけど、要はそこがじゃあどう成分化というかされてるかっていうのを私はむしろ聞きたいと思ってるんですけどね。

○委員長（戒屋昭彦君） 岡崎教育総務課長。

○教育総務課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えします。

基本的には、山口の物価上昇率を基にやってるんですけども、このたび、主に上昇しているところがお米の価格も上昇しております。こちらのほうも考慮いたしまして、このたび補正をしたものでございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 今執行部の方の御解答が山口県物価に基づくと、米の価格が上がったということで御回答ありましたけど、藤井委員が聞いていらっしゃるの、そういった県と何か上がったときのその要綱なり条例等があるかということでございますから、そのところについて、御回答があれば、そのところの御回答していただければと思いますけど。岡崎教育総務課長。

○教育総務課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えします。

補助金の交付要綱に基づいて決めております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 23ページ、ちょっと聞き逃してしまいました。地方債の元金280万、ちょっともう1回説明お願いしたい。

○委員長（戒屋昭彦君） 新家行政経営課長。

○行政経営課長（新家健司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、元金が280万追加ですが、据置期間のない銀行資金借入を5年度末に決定したことに伴いまして、これ据置期間がないので、即時翌年度償還が始まります。

ということで、当初予算には計上が間に合わなかったのが、このたび補正として、元金を追加するものでございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 起債を受けるときに、既にこれはお金を借りるとき条件なんですよ、据置きがあるかないかという。だから、分かってたはずと私は思うんですけどね。何で期末間近になって、ぽんと上がってきたのかなあという疑問が起きたわけですけど、最初から据置きあるなしの契約はどうなってたんですか。

○委員長（戒屋昭彦君） 新家行政経営課長。

○行政経営課長（新家健司君） ただいまの御質問にお答えします。

確かに、起債の借入同意というものが県との間でなされるわけですが、こちらにつきましては、当初予算の編成に間に合う程度の期間にと言われております。現金銀行資金で借り入れるということになっておりましたが、一応、銀行資金の借入れにおきましては、入札制度を取っておりまして、そこでの決定で、即時償還の部分という形の契約が5月に入って借り入れるという形になったところでございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 委員長から分かりますかと言われたら分かる、分かるんですが、当初予算にいわゆるもう分からなかったから、間に合わなかったからということやけど、実行したのが5月頃でしょう。だったら6月議会か9月の議会に補正が組めるはずなんですよ。だから、なぜ今まで置いておかれたんかって聞きよる。

○委員長（戒屋昭彦君） 志賀副市長。

○副市長（志賀雅彦君） ただいま資料のほう確認してまいりますので、ちょっと休憩をいただいてもよろしいです。

○委員（竹岡昌治君） 後ほどでいいです。

○委員長（戒屋昭彦君） 後ほどでいいということでございますので、よろしく御対応をお願いしたいと思います。その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第97号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

以上で、本会議で本委員会に付託されました議案1件についての審査を終了しました。

その他、委員の皆さんから所管事項について何かありましたら御発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会します。お疲れさまでございました。

午前10時24分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年12月11日

予算決算委員長